

# 篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画

平成24年7月19日告示

(篠山市教育委員会告示第11号)

兵 庫 県 篠 山 市

# 篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画

## 目 次

1	保存計画の基本事項	
(1)	保存計画の基調	1
(2)	保存地区の名称・面積・範囲	1
2	保存地区の保存に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	1
(2)	保存地区の現況	3
(3)	保存地区の特性	4
(4)	伝統的建造物群の特性	4
(5)	保存の方向	5
(6)	保存の内容	6
3	保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定	
(1)	伝統的建造物	7
(2)	環境物件	7
4	保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画	
(1)	保存整備の方向	7
(2)	伝統的建造物	7
(3)	伝統的建造物以外の建築物等の修景	8
(4)	環境物件の現状維持及び復旧	8
5	保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	
(1)	管理施設等	8
(2)	防災計画策定及び防災施設等	8
(3)	環境の整備等	9
(4)	周辺地区との連携	9
(5)	関連構想等との連携	10
6	保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等	
(1)	経費の補助	10
(2)	技術的援助	10
(3)	保存団体等への助成	10

# 篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画

篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 15 年篠山市条例第 44 号、以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき、篠山市福住<sup>ふくすみ</sup>伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

## 1 保存計画の基本事項

### （1）保存計画の基調

この保存計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とする。

### （2）保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：篠山市福住伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 25.2 ヘクタール

保存地区の範囲：篠山市大字福住、川原<sup>かわら</sup>、安口<sup>あしかす</sup>及び西野<sup>にしのもの</sup>々の各一部（別図 1）

## 2 保存地区の保存に関する基本計画

### （1）保存地区の沿革

福住の町並みは、篠山盆地の東端、篠山川の支流となる<sup>もみい</sup><sup>川</sup>が形成した河岸段丘上に位置し、篠山盆地を東西に横切る西京街道（京街道）が盆地を東に抜け、<sup>川</sup>井川と平行して走るようになるあたりから、街道に沿って町並みが広がる。

古代には丹波国八郷のひとつ<sup>まつくごう</sup>真継郷に属しており、現在の<sup>おのしん</sup>小野新周辺に山陰道の駅馬として小野駅が置かれた。さらに、平安・鎌倉時代には丹波国に貴族や大寺社の荘園が多く設けられ、福住は<sup>庄</sup>井庄の一部であったと考えられる。

室町時代には足利将軍家の内衆を書き上げた『応仁武鑑』の中に「丹波福住 一万五百石 <sup>にきひょうぶだゆうなりたけ</sup>仁木兵部太夫成長」と記されており、福住一帯が仁木氏の支配下であったことがわかる。

戦国時代になると、多紀郡では管領細川氏の被官であった波多野氏が勢力を伸ばし、高城山に築いた八上城を中心とする勢力圏を形成した。福住は波多野氏の被官であった<sup>井</sup>井氏の拠点であった。井氏は中世以来この地域に拠点を置く在地領主であったと考えられ、永正年間には福住の北を流れる<sup>川</sup>井川を挟んだ対岸の山上に井城を築くとともに、安口の井川対岸には安口城、安口西砦といった支城を設けていた。

天正6年(1578)の明智光秀による丹波攻略により、波多野氏を中心とした丹波衆は勢力を失う。その後、丹波国の領主は度々入れ替わるが、慶長13年(1608)に松平康重が八上城に移封され、徳川家康の八上城を廃し新たな場所に新城を築城すべしとの命令により、慶長14年(1609)に篠山盆地の中央にある笹山という独立丘陵に、15カ国20の諸大名によって天下普請で篠山城が築かれた。

このように、天正～慶長期にかけて多紀郡の地域構造は大きく変化するが、福住はかかる変容の影響を直接的には受けなかったと考えられる。しかし、丹波国が諸大名の所領として細分化される過程で、福住村・川原村は篠山藩領、安口村・西野々村は龜山藩領へ編入されたため、幕藩体制下では別々の藩領として存在することとなる。

篠山藩は、篠山城下を中心とする街道整備の中で、西京街道沿いの「福住村」、「追入村」、摂津・播磨を結ぶ街道沿いの「古市村」をそれぞれ宿駅に指定し、いずれの村も近世を通して宿場町として繁栄する。福住は、京、大坂との交通の要衝であり、本陣・脇本陣が置かれ、近世後期には2軒の山田家が本陣・脇本陣を勤めた。またその他にも、篠山藩の御蔵所が置かれ、米蔵・糶蔵やそれらを管理する役人詰所が建てられた。一方、川原村、安口村、西野々村は、農村集落として位置づけられるが、安口村には関所が設けられ、福住村が宿場町となったことから農業と兼業で旅籠や茶店などを営む家もあった。

福住村から西野々村では、水が南から入り北の初井川へ流れ込む水利網が近世に形成されており、生活用水や防火用水の役割を果たす水路や溜池が残されている。

また、川原村に位置する住吉神社の水無月祭は、18世紀後半に造り物を中心とした祭礼から曳山の曳行を伴う祭礼となり、その後、福住村出身の遠山宗九郎満直(文政6年～明治35年)によって各山車ごとに独自の打込囃子がつくられた。曳山の形状や巡行時の囃子は京都の祇園祭を彷彿させ、打込囃子は大阪の文楽からの影響が想定されるなど、京、大坂との交通の要衝であった地域の地理的、文化的環境をうかがわせるものである。

明治維新にともない宿駅の制度は廃止されるが、明治時代中期頃までは旅客交通量、貨物輸送量の増加により宿場町として繁栄を続ける。しかし、こうした繁栄も、鉄道・道路網の整備が進むことによりかげりを見せるようになる。とりわけ、明治32年(1899)に京都・園部間を結ぶ京都鉄道(現JR山陰本線)、神崎・福知山間を結ぶ阪鶴鉄道(現JR福知山線)が開通したことにより、福住は大きな打撃を受け、旅客を対象とする旅籠や商店は徐々に廃業していった。その結果、特定の産業を持たない福住は農業を中心とした農村集落としての性格を強めていくこととなった。また、昭和47年(1972)には福住を経由して篠山・園部間を結ぶ予定であった国鉄篠山線が計画途中で廃線となったことも福住の経済的な発展に影響を与えた。

このように、明治以降、福住は近代化の影響をあまり受けず、そのことが伝統的な町並みを現在まで残す要因となった。現在、街道沿いの大字福住から大字西野々にかけて、江戸後期から明治期に建てられた妻入民家を中心とした町並みが続いて

おり、江戸期以来宿場町を中心として発展した面影を色濃くとどめている。

本保存計画の本文内において、保存地区の範囲を「福住」と表記する。

## (2) 保存地区の現況

保存地区は、福住、川原、安口、西野々の4つの大字からなり、自治会単位では、大字福住が福住下、<sup>ひんぎ</sup>杵木、福住中、福住上、大字安口が安口西、安口東となり、川原、西野々を含め全体で8つの自治会からなる。

保存地区は、篠山市の東部、大阪府と京都府の境に位置し、かつての街道に沿って形成された宿場町を中心として発展した地区であるが、近代に入り、鉄道が相次いで開通したことにより、宿泊者が激減する結果となり、また自動車の発達につれ、ただ通過するだけの町となって往年の活況が失われてきた。また、若者の都会への転出・少子化などが原因で人口減少が続き、商店街にも少なからず淋しさと沈滞気分を漂わせてきことから、平成2年(1990)にはHOPE計画に基づいて地域コミュニティ住宅を整備するなど、定住化に取り組んできた。

地域住民による地域活性化の活動として、住吉神社でおこなわれる水無月祭の打込囃子(篠山市指定文化財)の復活があげられる。川原自治会においては、中断と復活を繰り返していたが、平成16年(2004)に復活を叶えている。また、福住下自治会においては平成16年までの10年間、実演奏はおこなわれず録音のみであって復活するのはむずかしいと思われていたが、三味線の楽譜作りに始まるさまざまな住民の努力により、平成17年(2005)の祭礼には生演奏を復活することができた。こうした活動に触発され、隣接する地区の打込囃子の復活も実現している。また、年中行事においても様々な行事が色濃く残っており、途絶えた行事が地区在住の高齢者の指導・助言によって、小学生児童らに伝承され復活している。

福住の町並みは、平成13年度(2001)に兵庫県による景観形成地区指定調査が行われ、町並みや周囲の自然環境などが良好に保全されていることが明らかとなったが、景観形成地区への指定には至らなかった。

その後、平成16年から19年(2004~07)にかけて、まちづくり活動推進事業による「福住本陣団地」建設に伴い、住民参加による「まちづくり勉強会」「まち歩き」等が実施されたことによって、地域に残る福住の宝物の一つとして町並みがあげられ、住民・行政ともに福住の町並みに対する意識が高まる大きなきっかけとなった。

こうした福住の町並みへの関心が高まる中、篠山市教育委員会は福住の街道沿いの関係8町の自治会長に町並み保存の推進を呼びかけ、平成19年度(2007)から福住地区伝統的建造物群保存対策調査委員会を設置し、福住地区伝統的建造物群保存対策調査を2カ年計画で実施した。調査と併行して、伝統的建造物群保存地区制度導入に向けた住民説明会を開催し、伝統的建造物群保存地区制度による町並み保存とまちの活性化への気運が盛り上がりを見せた。平成21~22年度(2009~10)には伝統的な町屋を修理し、「さんば家ひぐち」として福住まちづくり協議会の交流拠点施設になるなど、町並みを活かした取り組みが進められるようになった。

保存対策調査終了後、調査委員会は福住まちなみ選定準備委員会となり、福住まちづくり協議会と連携しながら町並みの恒久的保存と歴史・文化を活かしたまちづくりに向けて住民と行政が一体となって取り組みを進めた。

### (3) 保存地区の特性

福住の町並みは、その周囲を緑豊かな丹波の山々に囲まれ、四季折々の表情を見せる。集落の後背地を形成する農地では、丹波篠山黒豆や米などが作られ、山間に田園風景が展開し、集落に平行して流れる初井川などの豊かな自然環境が集落景観の形成に大きな影響を与えている。

周囲の山には、初井城をはじめその支城である安口城、安口西砦など中世の城館が点在し、山麓部の数多くの寺院とともに景観を特徴づけている。

街道沿いには、一里塚や道標、常夜灯籠などの歴史的環境を形成する工作物が点在するほか、初井川の水害対策のための石積みの上に立つ土塀と土蔵の連続が、背後の農地と山並みに調和している。また、現在においても、住吉神社の水無月祭をはじめとする祭礼行事や、キツネガエリ（フクノカミ）やイノコなどの年中行事も継承されている。

保存地区には、このような遠い過去から継承されてきた自然、歴史、人の営みが脈々と受け継がれ、歴史的な町並みとともに田園景観、地域内に点在する景観の核となる社寺、河川、周辺の山と山麓の集落などが一体となった景観を残している。さらに、保存地区には宿場町と農村集落の2つの歴史的景観が1つの街道に沿って連続する、全国的にも非常に貴重な町並みが形成されている。

### (4) 伝統的建造物群の特性

保存地区の伝統的建造物群の特性は、伝統的建造物及びこれと一体をなして歴史的風致を形成する環境要素が作り出している。伝統的建造物のうち、建築物には宿場町を構成する町家建物、農村集落を構成する農家建物があり、そして伝統的な神社建築があり、工作物には門、塀、石垣、石造物等がある。

近世の大字福住は宿場町として栄え、街道沿いに連続した商家が町並みを形成している。敷地割は間口が狭く奥行きが深いものが多く、敷地における建築物の配置は、街道に面して主屋があり奥に離れや土蔵、納屋が配される。敷地の間口が広い場合は、土蔵や別棟が主屋に並んで建つ。いずれも敷地周囲を土塀や板塀が取り囲む。

主屋の基本構成は、妻入、つし二階建、棧瓦葺であり、平入も少ないながら存在する。外壁は大壁造の白漆喰塗仕上げもしくは灰中塗仕上げで、側壁に羽目板張の腰板を持つ例が多い。街道沿いの1階軒下部分に格子を備え、半間ほど下がった位置から2階が立ち上がる。二階はつし二階が多く、切妻面に一文字の庇が設けられ、開口部は虫籠窓となっている例が多い。平面形式は、片側に奥行き方向の土間を通し、座敷部分は奥行方向に3室が2列に並ぶ型が標準的で、土間を京都側（東側）

に置き、床の間は篠山城側（西側）に置くといった篠山城を意識したと考えられる間取である。屋根形式は、正面側は半切妻造ないし入母屋造で、下屋が付き、背面側は切妻造となる例が多く、小屋構造は、和小屋に登梁を併用した変化に富んだ構造をとる。規模は妻入で二列六間取の標準的な平面形式の場合は、間口が五間半～六間、奥行が六間～七間半で、規模においてそれほど顕著な差は認められず、間口が極端に狭いものは少なく、篠山城下町と比べると間口規模が大きい点に特徴がある。

住吉神社から東側、大字川原、安口、西野々では、街道沿いに連続した農家が町並みを形成している。建造物は大字福住ほど密に建て揃っては無く、かつ街道から1m以上後退して主屋を配置し、中門付きの前庭を設けるなど、落ち着いた街道景観を形成している。また、主屋に隣接して、妻入、2階建ての農作業小屋を建てる家が多く、町並みの特徴となっている。

主屋の基本構成は、妻入、つし二階建、棧瓦葺、もしくは妻入、平屋、茅葺（鉄板葺）であり、平入も少ないながら存在する。棧瓦葺の主屋は、外壁が大壁造の白漆喰塗仕上げもしくは灰中塗仕上げで、側壁に羽目板張の腰板を持つ例が多く、街道沿いの1階軒下部分に格子を備え、半間ほど下がった位置から2階が立ち上がる。二階はつし二階が多く、切妻面に一文字の庇が設けられ、開口部は虫籠窓となっている例が多い。屋根形式は、正面側は半切妻造ないし入母屋造で、下屋がつき、背面側は切妻造となる例が多い。茅葺の主屋は、入母屋造、外壁が真壁造で腰壁を羽目板張とし、表構えには格子が入り、四方に棧瓦葺の下屋が付く例が多い。規模は妻入で二列六間取の標準的な平面形式の場合は、間口が四間半～六間半、奥行が五間～八間半のものが見られるが、多くが間口五間～六間、奥行が五間～七間半に収まっている例が多く、規模のそれほど異なる主屋が多い。大きな三角の妻面が街道に沿って連続する農村集落景観は、力強く美しい町並みを形成している。

保存地区における近世以来の歴史を持つ神社建築は住吉神社に残されている。住吉神社は大字川原の集落の西端に位置し、社叢と社務所の大規模な茅葺屋根（鉄板葺）が特徴的である。19世紀中期の造営である本殿及び社務所、その他拝殿、土蔵、鐘楼、手水舎、それらを包む社叢が一体となって残る、大字福住、川原、本明谷の鎮守社である。また住吉神社では毎年7月に水無月祭が行われるため、大字福住、川原の各自治会区には祭礼の際に曳く山車を収納する山車蔵があり、町並みの重要な構成要素となっている。

上記のほか、建築物と一体をなし歴史的風致を形成する環境要素として、生活用水や防火用水の役割を果たした水路や溜池、景観上優れた庭などがある。

## （５）保存の方向

本保存地区は、宿場町と農村集落という2つの類型に分類できる町並みが、ともに近世から近代にかけて建てられた妻入民家を主体として高密度に形成され、それが街道にそって断続的に約3.5kmにわたって続いており、さらに周囲に広がる田畑

や山並みなど集落を取り巻く自然環境も近世の景観の雰囲気の色濃く残し、かつ民俗行事も伝統的なあり方を現在まで継承するなど、建造物・自然・文化の全てがよく保存された非常に貴重な価値を持つ町並みである。

本保存地区の保存に際しては、福住の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区住民や市民、行政関係者、町並み保存やまちづくりの専門家等が協力支援体制を築き、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保存を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。

なお保存にあたっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

## (6) 保存の内容

ア 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築並びに農家建築の主屋及び付属屋、神社建築等の建築物及び門、塀、石垣、石造物等の工作物を「伝統的建造物」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。

イ 保存地区を特色づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。

ウ 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理については、「修理基準」を定める。

エ 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を定める。

オ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景及び環境物件以外の物件の修景については、「修景基準」を定める。その内容は伝統的建造物群の特性に合致したものとする。

カ 歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとする。

キ 上記の修理、復旧、修景、許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持し形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。

ク 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に、適切な助成措置を講ずる。

ケ 以上の目的の遂行に当たっては、市長、教育委員会及び保存地区の住民等が協力して進める。

### 3 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

#### (1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

ア 建築物は、おおむね昭和戦前期までに建築されたもので、伝統的な町家建築、農家建築の主屋及び付属屋の諸特性をよく現していると認められるもの、及び伝統的な神社建築、山車蔵建築の特性をよく現していると認められるもののうち、別表1に示す物件とする。その位置及び範囲は別図2に示すとおりとする。

イ 工作物は、伝統的な町家建築、農家建築、寺社建築と一体をなすもので、おおむね昭和戦前期までに建築され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる門、塀、石垣、石造物等のうち、別表2に示す物件とする。その位置及び範囲は別図3に示すとおりとする。

#### (2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地等のうち、別表3に示す物件とする。その位置及び範囲は別図4に示すとおりとする。

### 4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

#### (1) 保存整備の方向

保存地区内には、比較的良好に原状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等について修景を進め、保存地区全体の価値を高める。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体等と連携して、計画的に保存整備を進める。

#### (2) 伝統的建造物

ア 伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める修理基準(別表4)に基づく修理を行う。

イ 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

ウ 保存修理にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災

機能の向上を図るよう努める。

### ( 3 ) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準(別表5)及び許可基準(別表6)を適切に運用して修景を行う。

### ( 4 ) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準(別表4)に基づき保存整備に努める。

## 5 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

### ( 1 ) 管理施設等

保存地区の町並み保存のために、公開、管理施設の設置並びに充実に努めるとともに、町並みに対する理解を促すために必要な標識や案内板等を設置する。また、伝統的建造物等の所有者、福住まちづくり協議会、地元保存会組織やNPOなどと連携しながら空き家の保存活用方策を検討するものとする。

### ( 2 ) 防災計画策定及び防災施設等

保存地区内にはすでに消火栓の設置や防火水槽などが整備されるなど、災害に対する一定の備えはあるものの、現状では総合的な水利整備にいたっておらず、かつ災害時の活動を担う地域住民の高齢化などの問題も生じているなど対策が十分ではなく、町並み保存を進めるにあたっては、ソフト・ハード両面の防災強化が必要となる。したがって、保存地区住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、福住の町並みの保存及び活用を推進するために、保存地区にふさわしい総合的な防災計画を次の事項を含めた形で早期に策定し、災害に対する安全確保に努めるものとする。

ア 災害を未然に防ぎ、災害を最小限とするため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努めるとともに、自衛消防組織との連携を図る。

イ 災害に強い保存地区づくりを進めるため、初期消火及び延焼防止を目的とした消火栓、放水銃等の消火設備の設置や増設に努める。さらに、保存地区内の消防水利を確保するため、必要に応じ防火水槽等の増設を図る。

ウ 地震に備えて、伝統的建造物の修理に併せて耐震性の向上に努める。

エ 大規模災害の発生を想定し、災害に備える先人の知恵である近世以降に池等から保存地区内に水を引き入れるよう整備された保存地区及び周辺の防火用・生活用水路など歴史的な水環境の再生・活用を図る。

### (3) 環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るよう努める。

ア 路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるよう整備に努める。特に保存地区内を流れる水路網は、近世以降に周囲の耕作地を維持するものとして、また防災上から整備されたものとして非常に重要なものであり、かつ保存地区と周囲の山林・溜池・農地・河川との関連性を繋ぐものとしても重要であることから、歴史的な履歴に基づき、保存地区及び周辺の水路網の一体的な保存整備に努める。

イ 電柱、架線等は、保存地区の歴史的風致を阻害しないよう、関係者及び関係機関の協力・支援を得ながら、移設もしくは埋設等の整理に努める。

ウ 建築物等に設置する広告、看板等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。

エ 保存地区及び周辺における町並み保存・活用等に関するハード・ソフト事業の実施にあたっては、文化庁を始めとする関係省庁等の補助事業等を積極的に活用するとともに、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画に保存地区及び周辺を重点区域として位置づけ、歴史まちづくり法関連事業の導入を図ることを検討する。

オ 保存地区は篠山市の農業振興地域となっており農用地として指定されており、「篠山農業振興地域整備計画」において、保存地区及び周辺の農用地は今後とも生産性の高い農地として利用することとなっている。農地として活性化するために、農業振興のための施策の実施や地域間交流による産業振興などに努め、保存地区及び周辺の歴史的景観を構成する農地の保全を図る。

カ 住吉神社の水無月祭をはじめとする祭礼行事や様々な年中行事が継承されていることも保存地区の大きな特長である。こうした民俗文化を次世代へ継承するために、関係省庁及び民間財団等の補助事業等を活用しながら、用具類の整備、記録の作成及び後継者の育成等を図る。

### (4) 周辺地区との連携

ア 保存地区は、その周囲を緑豊かな山々に囲まれ、集落の後背地を形成する農地や集落に平行して流れる初井川などの豊かな自然環境が保存地区の歴史的景観の形成に大きな役割を担っている。保存地区の周辺は、「景観法」に基づく景観計画区域として「さとの区域」及び「歴史的な町の区域」に指定されていることから、同制度を活用し、保存地区と一体となって形成された周囲の田園景観及び自然環境の保全を図る。

イ 周囲の山々には、初井城跡をはじめとする中世の城館が点在し、保存地区周辺の歴史的景観を特徴づけている。同地は文化財保護法に基づき「埋蔵文化財包蔵地」として登録されていることから、同法に基づき保護を図る。

ウ 保存地区の周辺にも、寺院や茅葺民家などの伝統的建造物が数多く点在し、特徴ある歴史的景観を形成していることから、「文化財保護法」等による文化財建造物の指定や登録有形文化財制度、「景観法」に基づく景観重要建造物の指定制度などを活用し、その保存・活用を図るものとする。

#### **(5) 関連構想等との連携**

篠山市の歴史文化に係る総合構想・計画として策定した「篠山市歴史文化基本構想」で示す「街道集落地区」の保存活用計画と連携して、伝統的建造物群及び民俗文化をはじめとする多様な「歴史文化まちづくり資産」を有する保存地区と周囲の農地や水路、山林などを一体の関連「資産」として捉え、「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を進めるとともに、保存地区の町並みを活用した多様な地域活性化方策を推進する。

## **6 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等**

### **(1) 経費の補助**

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「篠山市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

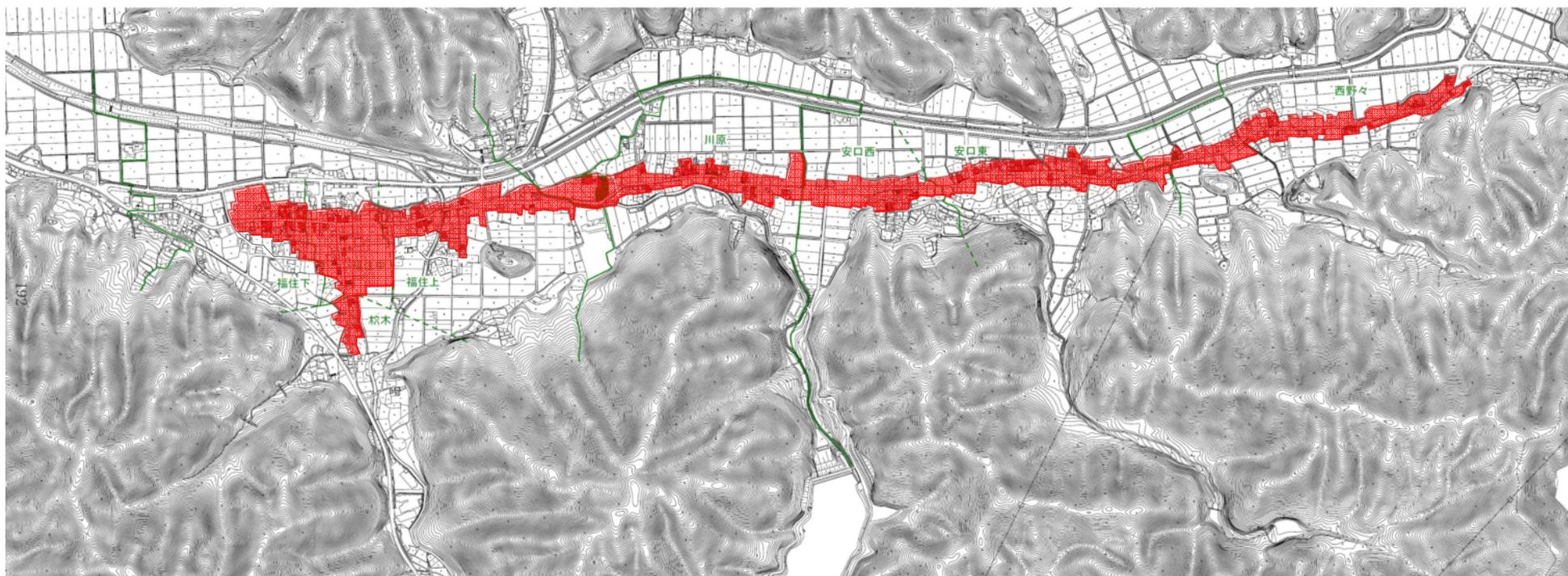
### **(2) 技術的援助**

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行う。

### **(3) 保存団体等への助成**

保存地区住民等により組織された保存団体の活動や伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体の保存に係る活動に要する経費に対し必要な補助を行う。

別図1 伝統的建造物群保存地区範囲図



凡例  保存地区  字界  自治会界

scale 1/25000



別表1 伝統的建造物 - 建築物

	保存計画番号		種別	員数	所在地(兵庫県篠山市)
1	下01	C	土蔵	1棟	福住 392
2	下03	A	主屋	1棟	福住 385
3	下03	C	土蔵	1棟	福住 385
4	下04	A	主屋	1棟	福住 384
5	下04	B	離れ	1棟	福住 384
6	下04	C	土蔵	1棟	福住 480
7	下07	A	主屋	1棟	福住 377
8	下07	C 1	土蔵	1棟	福住 377
9	下07	C 2	土蔵	1棟	福住 492
10	下08	A	主屋	1棟	福住 371
11	下08	C	土蔵	1棟	福住 371
12	下08	D	納屋	1棟	福住 371
13	下10	A	主屋	1棟	福住 498
14	下11	C	土蔵	1棟	福住 504-2
15	下12	C	土蔵	1棟	福住 525-1
16	下14	A 1	主屋	1棟	福住 378
17	下14	B	離れ	1棟	福住 378
18	下14	C 1	土蔵	1棟	福住 378
19	下14	C 2	土蔵	1棟	福住 378
20	下14	C 3	土蔵	1棟	福住 378
21	下14	C 4	土蔵	1棟	福住 378
22	下14	D	納屋	1棟	福住 378
23	下15	C 1	土蔵	1棟	福住 145
24	下15	C 2	土蔵	1棟	福住 145
25	下15	D	納屋	1棟	福住 145
26	下16	A	主屋	1棟	福住 372
27	下17	A	主屋	1棟	福住 370
28	下17	C	土蔵	1棟	福住 370
29	下18	D	納屋	1棟	福住 383-2
30	木01	B	離れ	1棟	福住 540
31	木02	A	主屋	1棟	福住 650-1・650-2
32	木02	B	離れ	1棟	福住 650-1・650-2
33	木03	A	主屋	1棟	福住 542-1
34	中01	A	主屋	1棟	福住 366
35	中03	A	主屋	1棟	福住 362
36	中05	A	主屋	1棟	福住 519・665-11・665-2・665-1
37	中06	A	主屋	1棟	福住 661-1
38	中06	B	離れ	1棟	福住 663-1
39	中07	C	土蔵	1棟	福住 658-1・658-3
40	中09	C	土蔵	1棟	福住 668-1
41	中10	A	主屋	1棟	福住 667-1
42	中11	A	主屋	1棟	福住 656-4
43	中13	A	主屋	1棟	福住 359
44	中15	A	主屋	1棟	福住 355
45	中16	A	主屋	1棟	福住 353
46	中18	A	主屋	1棟	福住 340
47	上02	A	主屋	1棟	福住 325
48	上03	A	主屋	1棟	福住 323-1
49	上03	C	土蔵	1棟	福住 323-1
50	上05	C	土蔵	1棟	福住 309-2
51	上07	C	土蔵	1棟	福住 1362-2
52	上08	A	主屋	1棟	福住 1366
53	上11	A	主屋	1棟	福住 1130
54	上13	A	主屋	1棟	福住 1145
55	上17	C	土蔵	1棟	福住 331
56	上19	A	主屋	1棟	福住 324

別表1 伝統的建造物 - 建築物

	保存計画番号			種別	員数	所在地(兵庫県篠山市)
57	上19	C	1	土蔵	1棟	福住 324
58	上19	C	2	土蔵	1棟	福住 324
59	上20	A		主屋	1棟	福住 307
60	川02	A		主屋	1棟	川原 253
61	川02	B		離れ	1棟	川原 253
62	川02	C		土蔵	1棟	川原 252-2
63	川03	C		土蔵	1棟	川原 220
64	川04	A		主屋	1棟	川原 204-1・205-1
65	川05	A		主屋	1棟	川原 201
66	川05	B		離れ	1棟	川原 202
67	川05	C		土蔵	1棟	川原 202
68	川07	A		主屋	1棟	川原 186
69	川07	C		土蔵	1棟	川原 186
70	川08	C		土蔵	1棟	川原 69
71	川09	E	1	神社	1棟	川原 269・270
72	川09	E	2	神社	1棟	川原 269
73	川09	E	3	神社	1棟	川原 269
74	川09	E	4	神社	1棟	川原 269
75	川09	E	5	神社	1棟	川原 269
76	川09	E	6	神社	1棟	川原 269
77	川10	A		主屋	1棟	川原 284-1
78	川10	B		離れ	1棟	川原 284-1
79	川12	A		主屋	1棟	川原 233
80	川12	C	1	土蔵	1棟	川原 233
81	川12	C	2	土蔵	1棟	川原 233
82	川12	C	3	土蔵	1棟	川原 233
83	川12	C	4	土蔵	1棟	川原 233
84	川12	D		納屋	1棟	川原 233
85	川13	A		主屋	1棟	川原 232
86	川13	B		離れ	1棟	川原 232
87	川13	C		土蔵	1棟	川原 232
88	川14	A		主屋	1棟	川原 226
89	川14	B		離れ	1棟	川原 226
90	川15	A		主屋	1棟	川原 223
91	川16	A		主屋	1棟	川原 206
92	川16	C		土蔵	1棟	川原 206
93	川18	C		土蔵	1棟	川原 219-1
94	西01	C		土蔵	1棟	川原 590-1
95	西02	A		主屋	1棟	川原 157-1
96	西03	A		主屋	1棟	安口 234
97	西03	C		土蔵	1棟	安口 234
98	西04	A		主屋	1棟	安口 255
99	西04	B		離れ	1棟	安口 255
100	西04	C		土蔵	1棟	安口 255
101	西08	C		土蔵	1棟	安口 295
102	東01	C		土蔵	1棟	安口 896
103	東03	D		納屋	1棟	安口 864-4
104	東04	C		土蔵	1棟	安口 856-1
105	東05	C		土蔵	1棟	安口 141
106	東08	C		土蔵	1棟	安口 281
107	東09	A		主屋	1棟	安口 280
108	東09	C		土蔵	1棟	安口 280
109	東10	A		主屋	1棟	安口 891
110	東12	A		主屋	1棟	安口 883-1・884・885-1
111	東14	A		主屋	1棟	安口 874
112	東14	C		土蔵	1棟	安口 874
113	東15	A		主屋	1棟	安口 873

別表1 伝統的建造物 - 建築物

	保存計画番号		種別	員数	所在地(兵庫県篠山市)
114	東15	D	納屋	1棟	安 □ 873
115	東16	A	主屋	1棟	安 □ 870
116	東16	C 1	土蔵	1棟	安 □ 870
117	東16	C 2	土蔵	1棟	安 □ 870
118	東16	C 3	土蔵	1棟	安 □ 870
119	東17	A	主屋	1棟	安 □ 431-2・431-3
120	東17	C 1	土蔵	1棟	安 □ 431-3
121	東17	C 2	土蔵	1棟	安 □ 431-3
122	東17	D	納屋	1棟	安 □ 431-2、431-3
123	東19	C	土蔵	1棟	安 □ 440-2、859、859-2
124	東20	C	土蔵	1棟	安 □ 443-2
125	東21	C 1	土蔵	1棟	安 □ 5
126	東21	C 2	土蔵	1棟	安 □ 5
127	東22	A	主屋	1棟	安 □ 844
128	東22	B	離れ	1棟	安 □ 844
129	東23	A	主屋	1棟	安 □ 449
130	東23	B	離れ	1棟	安 □ 450-1
131	野01	A	主屋	1棟	西野々 249
132	野02	C	土蔵	1棟	西野々 291
133	野04	D	納屋	1棟	西野々 312
134	野05	B	離れ	1棟	西野々 449-1
135	野05	C	土蔵	1棟	西野々 449-4
136	野05	D	納屋	1棟	西野々 449-4
137	野06	C	土蔵	1棟	西野々 486-1
138	野08	D	納屋	1棟	西野々 555-5・556-2
139	野09	A	主屋	1棟	西野々 21-1・22-2
140	野14	A	主屋	1棟	西野々 283
141	野14	C	土蔵	1棟	西野々 283
142	野14	D	納屋	1棟	西野々 283
143	野16	A	主屋	1棟	西野々 509
144	野16	B 1	離れ	1棟	西野々 509
145	野16	B 2	離れ	1棟	西野々 507-1
146	野17	A	主屋	1棟	西野々 510
147	野17	C	土蔵	1棟	西野々 505-2
148	野18	B	離れ	1棟	西野々 562
149	野18	C	土蔵	1棟	西野々 561-2
150	野18	D	納屋	1棟	西野々 561-2

別表2 伝統的建造物 - 工作物

	保存計画番号		種別	員数	所在地(兵庫県篠山市)
1	下07	G	塀	1箇所	福住 377
2	下14	F	門	1箇所	福住 378
3	下14	G	1 塀	1箇所	福住 378
4	下14	G	2 塀	1箇所	福住 378
5	下14	G	3 塀	1箇所	福住 378
6	下16	F	門	1箇所	福住 372
7	下16	G	塀	1箇所	福住 372
8	中18	H	石垣	1箇所	福住 340
9	上03	F	門	1箇所	福住 323-1
10	上03	G	塀	1箇所	福住 323-1
11	上17	H	石垣	1箇所	福住 331
12	上19	F	門	1箇所	福住 324
13	上19	G	塀	1箇所	福住 324
14	上20	F	門	1箇所	福住 307
15	上24	J	橋	1箇所	福住 道路
16	川02	F	門	1箇所	川原 253
17	川05	F	門	1箇所	川原 201
18	川12	F	1 門	1箇所	川原 233
19	川12	F	2 門	1箇所	川原 233
20	川12	F	3 門	1箇所	川原 233
21	川12	G	1 塀	1箇所	川原 233
22	川12	G	2 塀	1箇所	川原 233
23	川12	G	3 塀	1箇所	川原 233
24	川12	G	4 塀	1箇所	川原 233
25	川12	I	石造物	1箇所	川原 233
26	川15	F	門	1箇所	川原 223
27	川17	J	橋	1箇所	川原 道路
28	西02	G	塀	1箇所	川原 157-1
29	西03	F	門	1箇所	安口 234
30	西03	G	1 塀	1箇所	安口 234
31	西03	G	2 塀	1箇所	安口 234
32	西03	H	石垣	1箇所	安口 234
33	西04	F	門	1箇所	安口 255
34	西04	G	塀	1箇所	安口 255
35	西04	H	石垣	1箇所	安口 255
36	西07	H	石垣	1箇所	川原 156-5
37	西08	H	石垣	1箇所	安口 295
38	東09	F	門	1箇所	安口 280
39	東09	G	塀	1箇所	安口 280
40	東12	F	門	1箇所	安口 883-1
41	東14	F	門	1箇所	安口 874
42	東15	F	門	1箇所	安口 873
43	東15	G	1 塀	1箇所	安口 873
44	東15	G	2 塀	1箇所	安口 873
45	東15	G	3 塀	1箇所	安口 872
46	東17	G	塀	1箇所	安口 431-2、431-3
47	東24	I	石造物	1箇所	安口 881-2
48	野04	I	石造物	1箇所	西野々 312
49	野05	G	塀	1箇所	西野々 449-4
50	野14	F	門	1箇所	西野々 283
51	野14	G	塀	1箇所	西野々 283
52	野19	I	石造物	1箇所	西野々 道路

別表3 環境物件

	保存計画番号			種別	員数	所在地(兵庫県篠山市)
1	上24	K	1	樹木	1本	福住 317
2	上24	K	2	樹木	1本	福住 315
3	川05	M		庭	1箇所	川原 201
4	川09	N		境内	1箇所	川原 267-3・269・571-2
5	川09	M		庭	1箇所	川原 269
6	川10	O		塚・古墳	1箇所	川原 257-2
7	川14	M		庭	1箇所	川原 226
8	川14	O		塚・古墳	1箇所	川原 226
9	川15	M		庭	1箇所	川原 223
10	川16	M		庭	1箇所	川原 206
11	川18	M		庭	1箇所	川原 219-1
12	東07	L		水路・溜池	1箇所	安口 878-1
13	東09	M		庭	1箇所	安口 280
14	東19	M		庭	1箇所	安口 859
15	東20	M		庭	1箇所	安口 855
16	野05	M		庭	1箇所	西野々 449-1
17	野06	M		庭	1箇所	西野々 486-2
18	野09	M		庭	1箇所	西野々 21-1・22-2
19	野10	L		水路・溜池	1箇所	西野々 142-1
20	野14	M		庭	1箇所	西野々 283
21	野20	L		水路・溜池	1箇所	西野々 321-1

伝統的建造物(建築物)

種別	件数
主屋	54
離れ	17
土蔵	60
納屋	13
神社	6
総計	150

伝統的建造物(工作物)

種別	件数
門	18
塀	22
石垣	6
石造物	4
橋	2
総計	52

環境物件

種別	件数
樹木	2
水路・溜池	3
庭	13
境内	1
塚・古墳	2
総計	21

(別表4)

修理基準		
対象保存地区		全地区
建築物	敷地割	外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。
	位置・規模	同上
	高さ	同上
	構造	同上
	屋根	同上
	軒・庇	同上
	外壁	同上
	建具	同上
	基礎	同上
	色彩	同上
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする
工作物	門	原則として、現状維持または復原修理とする。
	塀	同上
	石垣	同上
	石造物	同上
	橋	同上
	屋外広告物	同上
環境物件	庭及び水路・溜池等	伝統的町並みに調和するよう現状維持及び保全、または復旧とする。

(別表5)

修景基準		
対象保存地区	川原・安口西・安口東・西野々 福住下・福住中・福住上・杵木	
建築物	敷地割	現状維持を原則とし、間口を細分化しない。
	位置・規模	<p>主要な通りに面する建築物は、原則として、通りに面する箇所に伝統的町並みと調和した塀、又は垣を設けることができるような壁面位置とし、周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図るものとする。</p> <p>その他の建築物は、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。</p> <p>主要な通りに面する建築物は、隣家との間をできるだけあけないようにし、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。</p> <p>その他の建築物は、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。</p>
	高さ	地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	原則として、木造とする。
	屋根	<p>形態は、切妻造りまたは入母屋造りとし、周囲の伝統的建造物の特性を考慮して妻入又は平入とする。</p> <p>材料は、日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺きとするが、茅葺き屋根形式にする場合は金属板葺き（伝統的建造物に見られる色彩の塗装）とする。</p> <p>勾配は、伝統的建造物に見られる4寸から5寸とするが、茅葺き屋根形式にする場合は矩勾配とする。</p> <p>形態は、切妻造りまたは入母屋造りとし、周囲の伝統的建造物の特性を考慮して妻入又は平入とする。</p> <p>材料は、日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺きとする。</p> <p>勾配は、伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。</p>
	軒・庇	主要な通りに面する建築物の1階と2階の間には必ず瓦庇を設ける。軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。
	外壁	土壁、漆喰、板壁等の伝統的材料や自然系材料を用い、伝統的町並みに調和したものとする。
	建具	建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とし、必要と思われる箇所には格子を設ける。ただしやむをえず金属製とする場合は、金属製建具が目立たないよう伝統的な格子をつける。
	基礎	コンクリート面の露出が目立たないようにする。
	色彩	伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとする。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
	工作物	門
塀		伝統的町並みに調和した瓦で葺いた屋根付きの漆喰塗塀もしくは垣とし、高さは周囲の伝統的な塀及び垣と調和させる。漆喰塗塀の場合は、真壁造りで腰板張りとする。また塀に扉を設ける場合は、木製の板戸または格子戸とする。
石垣		伝統的町並みに調和したものとし、在来工法による石垣とする。
屋外広告物		掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

(別表6)

許可基準		
対象保存地区	全地区	
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・規模	周囲の伝統的建造物と合わせ、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	屋根	形態は、原則として伝統的建造物に見られる切妻造り、入母屋造りのいずれかとする。材料は、原則として伝統的建造物に使用される粘土瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)とする。勾配は、原則として伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。
	軒・庇	軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
	外壁	伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	建具	伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、原則として玄関戸は引き戸とする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、歴史的風致を損なわないものとする。
設備機器等	主要な通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うなど、歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門	伝統的町並みと調和する位置・規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	塀	同上
	石垣	同上
	石造物	同上
	橋	同上
	屋外広告物	伝統的町並みと調和する屋外広告物とし、歴史的風致を損なわないものとする。
駐車場・車庫・農業倉庫	駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。壁をもつ車庫及び農業倉庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理を図る。	
樹木の伐採・植栽	伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	